

2016年5月吉日

2016年5月に年会費をお支払いいただく会員の皆様

年会費に係る消費税（消費税法改正に伴う対応の延期）についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てにあずかり、誠にありがとうございます。

さて、会員の皆様には、消費税法改正に伴う対応として、2017年4月以降の期間については消費税を10%でご請求させていただく旨、既にご案内しておりますが、消費税率の引上げ時期については、現在も国会等で議論が重ねられており、不透明な情勢です。

こうした状況を踏まえて弊社では、2016年5月に年会費をお支払いいただく会員の皆様におかれましては、2017年4月分に関しましても一旦8%としてご請求させていただくことといたしました。

今後、消費税率引上げ時期が当初予定通り2017年4月と決定された際には、改めて、差額分をご請求させていただくこととさせていただきます。大変恐縮ですが現在の状況を鑑み、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 今回お支払いいただく年会費の内訳

年会費 60,000円（2016年5月～2017年4月分）

消費税 4,800円（消費税率8%）

2. 消費税率引上げ時期確定後の対応

今回、年会費をお支払いいただく期間が、消費税率引上げ後に該当する場合は、別途、差額分をご請求させていただきます。その際は、改めてご案内申し上げます。

***年会費の本体価格は変更ございません。**

以上

【本件に関するお問合せ先】 りそな総合研究所株式会社 会員・研修事業部 会員担当
TEL：03-5653-3952 e-mail：member-tky@rri.co.jp

－ 消費税に関してお寄せいただいたご質問に、ご回答いたします －

Q. 今回のような請求は、税法上は問題ないのでしょうか。

A. 弊社の年会費は、税法上は月毎のサービスの対価とみなされています。そのため、毎月末に消費税が発生することとなり、消費税率引上げ後には新消費税率（10%）が適用されます。弊社では、今回の対応に関して税理士により税法上、適正であることを確認しております。

Q. 年会費は、雑誌の定期購読のように、消費税引上げ前までに前払いすれば、経過措置が適用とならないのですか。

A. 弊社の年会費は、経過措置の適用除外となっております。そのため消費税率引上げ後は10%となります。

その他、消費税に関するご質問等ございましたら、下記までご連絡をお願いします。

会員・研修事業部（相談室） TEL：03-5653-3950（東京） 06-6203-9468（大阪）